

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式 一問一答方式

質問件名 誰も取り残さない福祉避難所開設運営マニュアルについて

【質問要旨】

近年、自然災害が多く発生しています。昨年だけでも大阪府北部地震や西日本豪雨、北海道胆振地方地震、今年に入ってから7月に九州での豪雨に対し鹿児島市全域で避難指示が出されるなど数十年に一度といわれる自然災害が頻繁に発生しています。その度に取りざたされているのは避難所の問題です。

東日本大震災の時に災害関連死が多かったことを受けて福祉避難所の重要性が再認識され、2013年には「災害対策基本法」が改正され、「福祉避難所の指定」「生活相談員の配置」などが義務付けられました。また、内閣府では2016年4月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の改訂版を作成しています。全国の自治体でも「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成が進んでいます。

熊本市ではこのマニュアルがあったにもかかわらず熊本地震の際には協定を結んでいる施設の受け入れ態勢が整わなかったため、福祉避難所の活用は開設数が4割、避難者は2割にとどまったとの報道がありました。

8月に行われた市民と議会の意見交換会でも障がいのある方から、災害が発生した時の避難所での生活に不安があるとの声がありました。また高齢化が進むなか、福祉避難所を利用する高齢者が増えてくることも推測されます。

要配慮者が不安なく福祉避難所を利用していくためには小平市での実効性のある「福祉避難所開設・運営マニュアル」が必要と考え以下質問をします。

- ① 小平市で「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成することに対して市の見解は。
- ② 作成するにあたり、当事者をメンバーに入れる予定はありますか。
- ③ 福祉避難所の設置目標数をお示しください。
- ④ 福祉避難所を設置する際の課題は何か市の見解は。
- ⑤ 障がいや介護の内容によっては福祉避難所でも専門性が求められますが、どのように人員を確保していきますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和元年 8月 26日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【 】

27	26	25	24

-(/)